明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地方税法施行令の一部を改正する政令（五四）　二
○国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（五五）　四
○消費税法施行令の一部を改正する政令（五六）　七
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（五七）　三

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務一三）　三
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務一）　三
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同一）　三

〔告　示〕

○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（文部科学三二）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所　破産、免責、再生関係　四七
特殊法人等　独立行政法人理化学研究所企画競争、西日本高速道路株式会社工事一部完了、税理士登録者関係　五五
地方公共団体　行旅死亡人関係　六七
会社その他　六七
会社決算公告　六九

本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第五四号）（総務省）

1　地方消費税

㈠　道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び国から払い込まれた貨物割の納付額の合算額の一七分の一〇に相当する額に係る地方消費税の清算並びに当該合算額の一七分の七に相当する額に係る地方消費税の清算の方法について、所要の規定の整備を行うこととした。（第三五条の一九関係）

㈡　㈠の合算額の一七分の一〇に相当する額に係る地方消費税の市町村に対する交付及び当該合算額の一七分の七に相当する額に係る地方消費税の市町村に対する交付の方法について、所要の規定の整備を行うこととした。（第三五条の二一関係）

㈢　当分の間、譲渡割を国が賦課徴収することに伴い設けられた地方消費税の清算及び市町村に対する交付の方法の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第六条の一三及び第六条の一四関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第五五号）（農林水産省）

1　国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法施行令その他の関係政令を廃止することとした。（第一条関係）

2　予算決算及び会計令臨時特例その他の関係政令の規定の整備等を行うこととした。（第二条～第二二条関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令（政令第五六号）（財務省）

1　特定新規設立法人の納税義務の免除の特例について、次のとおり細目を定めることとした。

㈠　他の者により新規設立法人が支配される場合を定める。（第二五条の二関係）

㈡　新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となった他の者と特殊な関係にある法人の範囲を定める。（第二五条の三関係）

㈢　判定対象者の基準期間相当期間における課税売上高の計算方法を定める。（第二五条の四関係）

2　経過措置の対象となる工事の請負に係る契約に類する契約は、測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画及び立案、映画の制作、ソフトウエアの開発等に係る契約とするほか、資産の貸付けに係る契約の要件等を定めることとした。（附則第四条及び第九条関係）

3　平成二五年一〇月一日前に締結した書籍等の予約販売契約に基づき、平成二六年四月一日前に対価を領収しているものについて、同日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税の税率は、改正前の税率（四パーセント）とする等の経過措置を設けることとした。（附則第五条関係）

4　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。